

YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について

1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

昨年度様々なイベントの分別状況を調査した結果、イベントでは燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ等）が混入していることが分かりました。

そこで、自治会・町内会が主催するイベントについても、ごみの削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」のチラシを作成しましたので、周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単位会長】単会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 広報について

- (1) 各自治会・町内会にチラシ配布
- (2) 局ホームページへの掲載
- (3) 区役所、収集事務所でチラシを常備

4 資料 (別紙)

YOKOHAMA イベント・ごみ資源化チャレンジ

事業系廃棄物対策課
担当 寺谷・貫洞
電話：671-4090 FAX：663-0125
Mail：sj-jigyokei@city.yokohama.lg.jp

横浜市内で開催する
自治会・町内会
イベント主催者
の皆様へ

イベント
ごみ資源化
チャレンジ
事例

大規模イベント後の
再分別



横浜スタジアムでは、「地球にやさしいハマスタ」を目指し、大量に発生するごみをできる限り資源として循環させるため、徹底した分別回収に取り組んでいます。さらに、観客が参加できる「エコステーション」を設置し、ごみの分別回収を一緒に進めています。

ステーションでの
ボランティアサポート



環境事業推進委員やボランティアの方たちは、来場者に対するごみの分別案内や、ステーション周辺を整えることで、環境にやさしいイベント運営をサポートし、リサイクル推進ときれいな会場づくりに貢献していただいております。

ぜひ取り入れたい
こんな取組や
あんな工夫！

飲食イベントでの
リユース食器の活用



認定NPO法人森ノオトは、「エコ&サステナブル」をテーマとした地産地消マルシェ「あおばを食べる収穫祭」を企画・運営。例年3000名超の来場者で賑わいますが、リユース食器を用いることで、45Lごみ袋1枚におさまる量のごみしか出さないサステナブルな祭りを実現しています。

品目に特化した
個別回収



赤レンガ倉庫で開催されたイベントでは、環境にやさしい運営を目指し、会場にプラカップ洗浄機を設置しました。来場者が自ら使用後のプラカップを洗浄し、洗浄されたカップは再生原料として循環させて、廃棄物削減と資源の有効活用を実現しました。

YOKOHAMA
イベント
ごみ資源化
チャレンジ

効果的なアクションプランが丸わかり！

イベントの開催は、まちの活性化につながっています。一方で、分別されないごみが大量に発生するなど、リサイクルの妨げになっています。中面のステップにしたがって、**エコなイベント**を目指しましょう！

イベントのイメージアップ！
社会的信用の向上！

ごみの減量化・資源化は、環境意識の高い、エコでクリーンなイベントであることのアピールにつながり、参加者や地域社会からの**評価・信頼が向上**します！

イベント後のごみ処理の効率化とコスト削減！

適切な事前準備と分かりやすい資源化ステーションの設置により、イベントで発生するごみの分別が徹底され、「燃やすごみ」の中にリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ、紙類など）の混入を大幅に減らせます。これにより、イベント後のごみの処理にかかる**手間や時間、コスト削減**につながる可能性があります！

外出先でも
プラ分別！



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷



処理業者をさがしたいときは

横浜市
一般廃棄物
処理業者

横浜市
産業廃棄物
処理業者

神奈川県
産業廃棄物
処理業者



お問い合わせ先

各区の
資源循環局事務所



横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課
TEL 045-671-3818
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

2026年3月発行



下記の準備手順や資源化ステーション設置のポイントに従って、イベントを運営することで、効率的・効果的に、イベントごみ資源化の取り組みを導入できます！

事業系ごみの種類についての詳細はこちら

横浜市
事業系のごみと
資源物の分け方



step 01 - イベント前 - 関係者との意識の共有をする

- 発生すると想定されるごみの種類を事前に把握する
 プラスチック容器、ペットボトル、紙、食べ残しなど
- スタッフや出店者に、ごみの減量・分別に関する取り組みや内容を説明し、協力を依頼する
 簡易包装をする、小盛りメニューなどの食べ残し対策、リサイクルしやすい食器の使用など
- 参加者に、エコなイベントを目指していることを事前に周知する
 チラシやWEB、SNSで、マイバッグ持参やごみの持ち帰りや分別等への協力について呼びかける
- 業者が出店し、ごみを排出する場合は、「事業系ごみ」として処理してください
 産業廃棄物は、適正な処理業者を通じてリサイクルしましょう [▶詳しくは裏面へ](#)
- 自治会・町内会が主催するイベントごみの回収については、各区の収集事務所に問い合わせください
 イベント開催直前ではなく、余裕をもって各区の収集事務所にご連絡ください [▶詳しくは裏面へ](#)



step 02 - イベント前 - 資源化ステーションの準備をする

- ステーションにスタッフを常駐させる
 来場者に分別の案内をするため、資源化ステーションの常駐スタッフを、最低1名以上を配置する計画を立てる
- ステーションを分かりやすい場所に配置する
 来場者の動線を考え、目立つ場所や飲食する場所の近くに設置計画を立てる
 ステーションが目立ちにくい場合などは、出店店舗の他、場内の各所にステーションの場所や分別方法を案内する
- ごみ・資源の品目表示の工夫をする

色	文字・絵	高さ
燃やすごみ 赤	文字や絵を大きく表示する	品目表示位置は、来場者の“目線”の高さを意識する
プラスチック 青	来場者を考慮し、多言語併記やふりがなも検討する	来場者が多く混雑が想定される場合、“目線よりも上”にも表示があると良い
ペットボトル 緑		
缶 紫		
びん 茶		
紙 オレンジ		

最大のポイント

人の配置有り・無しが大きな差に!!



有人

分別率 ほぼ100%

無人

分別率 66.7%

無人の場合、燃やすごみの中に本来リサイクルできるプラスチック資源や紙資源がなんと約4割も混入!!

横浜市調べ

step 03 - イベント当日 - 積極的にごみの分別を呼びかける

- スタッフは、来場者へ随時、ごみの分別について案内し、分別に協力してもらう
- 出店者・来場者へごみの分別に協力してもらえるよう、全体に繰り返しアナウンスする
- 出店者に、イベント前、イベント中にも、繰り返し分別を促す

step 04 - イベント終了後 - 再分別・会場美化をする

- 再分別を徹底する(イベント中に分別が出来ていない場合は、終了後に再分別する)
- 会場清掃と後片付けをして、元の状態に戻す
- 次回のイベントに向け、反省や改善点の記録をする



「小児医療費助成の対象年齢拡大」について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成制度の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大しますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度改正の内容

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大します。

また、新たな対象者（※1）の医療証（※2）については、申請を不要とし、直接対象者の方へ郵送します（5 月下旬発送予定）。

横浜市

18歳まで、ずっと安心。

令和8年6月から

18歳まで医療費0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】 横浜市小児医療証コールセンター（平日9～17時）
電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855
（8月31日 受付終了）

（※1）新たな対象者

- 令和 8 年 6 月 1 日以降、次の条件を満たすお子さま
- ・ 中学卒業後、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある
 - ・ 現在、小児医療証の交付を受けていない
 - ・ 横浜市内にお住まいで、健康保険証を持っている
- *一部、助成の対象とならない場合もあります。

（※2）医療証の発送対象者

令和 8 年 4 月 25 日時点で横浜市内に住民登録のある方

健康福祉局医療援助課

担当 服部、曾我、故長井、川田

電話 045-671-4115 / FAX 045-664-0403

メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

18歳まで、ずっと安心。



令和8年6月から

18歳まで

医療費

ゼロ

0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】

横浜市小児医療証コールセンター (平日 9~17時)

電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855

(8月31日 受付終了)



詳しくはこちら

令和 8 年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に通電を遮断する「感震ブレーカー」の補助制度を、6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和8年6月1日～令和9年1月31日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 相談会の開催

下記日程にて、感震ブレーカー機種選定などに関する相談会を開催します。

事前申込不要・参加費無料ですので、お気軽にご参加下さい。

日程	相談受付時間	会場
8月3日（月）	9：30～12：00	上台集会所第二会議室

5 出張説明会の実施

自治会・町内会・マンション管理組合へ講師を派遣（無料）し、感震ブレイカーの説明会を実施します。自治会等での防災力向上にご活用下さい。

【要件】10人以上のグループでお申し込み下さい。

説明会場のご用意をお願いします。

会場費用は自治会等でご負担をお願いします。

【実施期間】令和8年7月から令和8年12月（日程は各自治会等と調整）

【申込期間】令和8年6月1日～令和8年11月30日

【申込上限】20団体まで 上限に達し次第、締め切ります。

【申込方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f88e8ef9-9f75-4e50-aebd-30592a4db0be/start>

<二次元コード>



6 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6月1日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、中村 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

↓ 折り線①

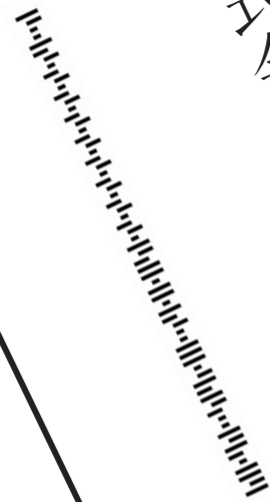
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者

株式会社アストガイシット行



必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

料金受取人払郵便
豊島局 承 6998
差出有効期間
2027年1月
31日まで
(切手不要)

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

停電から復旧時の火災

大きな揺れを感じて
自動OFF
火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅の「分電盤」を確認
3ページでご確認！

Step 2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

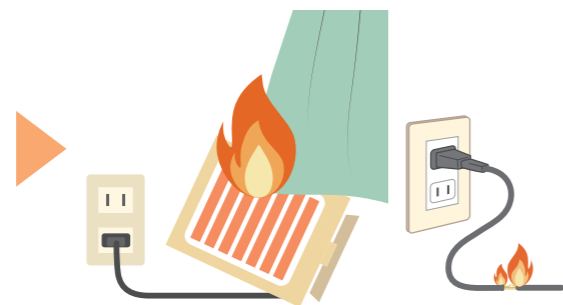
なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



！地震発生 停電・避難



！電気の復旧 出火



！火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

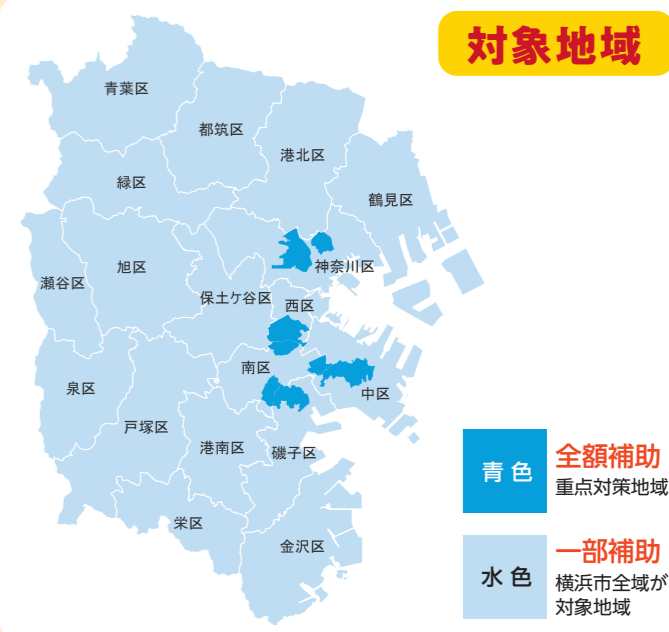
取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）



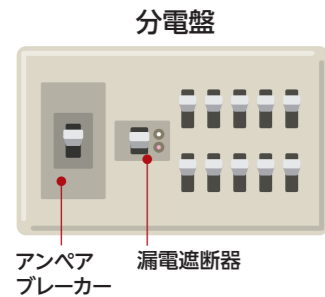
重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	西戸部町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	●磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	●中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	●南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、
より詳しくご案内が可能です。

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ること、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断
写真					
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 60× 横 50× 奥行 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行 32.7
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181
重点対策地域	無償		無償	無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 4,400円 (送料・税込)	申請者負担額 2,000円 (送料・税込)	申請者負担額 3,500円 (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。
遮断までの時間	揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	揺れを感知した直後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感度電流30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する ・アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コードや卓上電源タップには取付不可 ・本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号からお電話をさせていただきます。



取付け訪問

(自己負担額は代引き)
※取付け時間は約30分を予定



- 申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- 器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・1,800円		<input type="checkbox"/> zen断+(プラス)・・・3,500円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・4,400円		<input type="checkbox"/> coco断・・・5,800円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・2,000円			
取付け代行の希望 (coco断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 感震ブレーカーの取付け時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 			

令和 8 年度家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の地震火災対策として、家具転倒防止器具の補助制度を 6 月 1 日より受付を開始します。

令和 8 年度から補助対象世帯を、高齢者・障害者等のみで構成される世帯への補助に加え、全世帯に拡大します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2 補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

2 お願いたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6 月 1 日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!
※要件あり



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!
神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

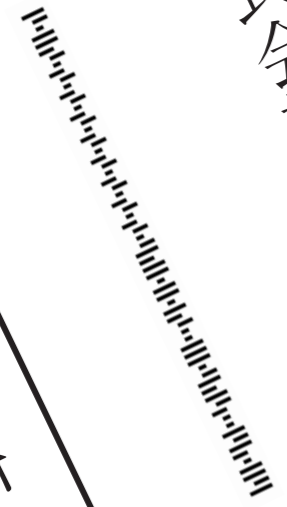
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
株式会社アトヴィンシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者

料金受取人払郵便
豊島局
承 6997
差出有効期間
2027年1月
31日まで
(切手不要)



→ 折り線 ④

〒	住所	様
申請者	氏名	

↑ 折り線 ②

← 折り線 ③

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

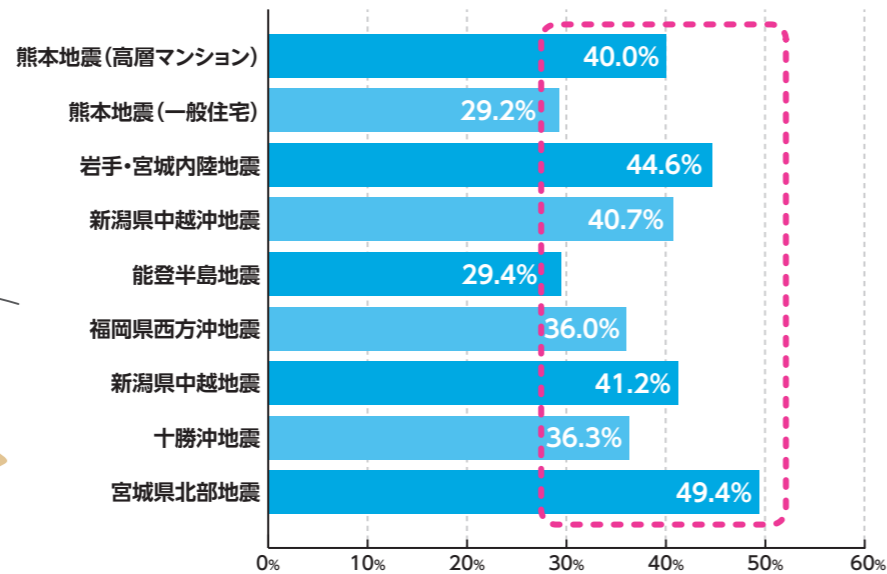
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

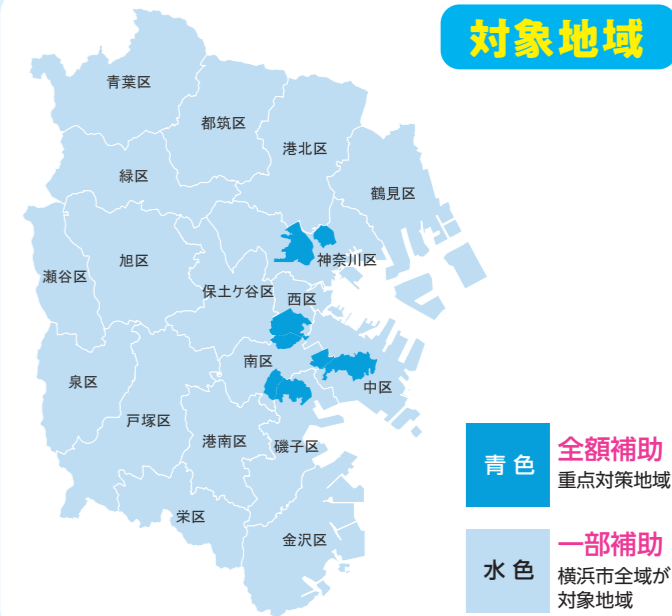
同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 300件 (先着順)

対象地域



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川13丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	箕沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	● 南区	● 南区	広地町
	鷺山	大岡1丁目	丸山2丁目
	竹之丸	大岡2丁目	
	立野		

Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。
申請できる器具は1組までです。

Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
小: 1,500円 (送料・税込)
中: 1,600円 (送料・税込)
大: 1,700円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

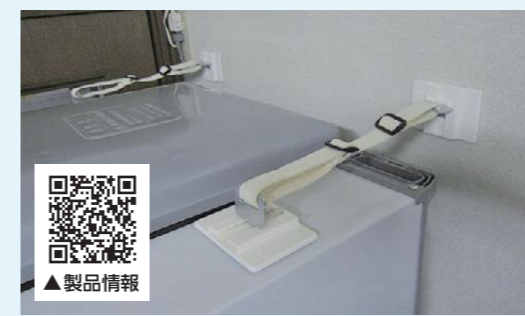
転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,200円 (送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm
目安安全重量/150kg 以下

ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,500円**
(送料・税込)

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,600円**
(送料・税込)

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm
耐荷重 150kg

L字金具

耐震ダブルアングルスチール製
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,400円**
(送料・税込)

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm
耐荷重/4枚あたり 60kg

粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額 **無償**

重点対策地域以外の申請者負担額 **1,200円**
(送料・税込)

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>

Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
 - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
 - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
 - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
 - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
 - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) _____

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 区 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(小).....1,500円		<input type="checkbox"/> ベルト式.....1,500円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(中).....1,600円		<input type="checkbox"/> 貼付式.....1,600円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(大).....1,700円		<input type="checkbox"/> L字金具.....1,400円	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板.....1,200円		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム.....1,200円	
取付代行の希望			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 ・ ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。 ・ ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。 ・ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。 			

切り取り線

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修<基礎編>」と「よこはま防災研修<支援編>」の2つの研修をご案内させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学んでいただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会等へアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

各自治会・町内会の皆様のご要望に応じて、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修内容をご提案します。

(2) 実施期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和8年6月から令和9年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

申込期間：令和8年6月1日～令和8年12月25日

4 受講対象者について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

② 「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員(5人以上のグループでお申し込みください)

5 受講方法について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

【受講方法】以下の、URL や二次元コードから受講できます。

URL:<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

二次元コード：



② 「よこはま防災研修<支援編>」

【申込期間】令和8年6月1日から12月25日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd01e35e-2446-45e0-8bea-7cea668e403f/start>

二次元コード：



防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、山羽 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の
“これだけは
知ってほしい”
無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」
で学ぶWEB研修です。

対象

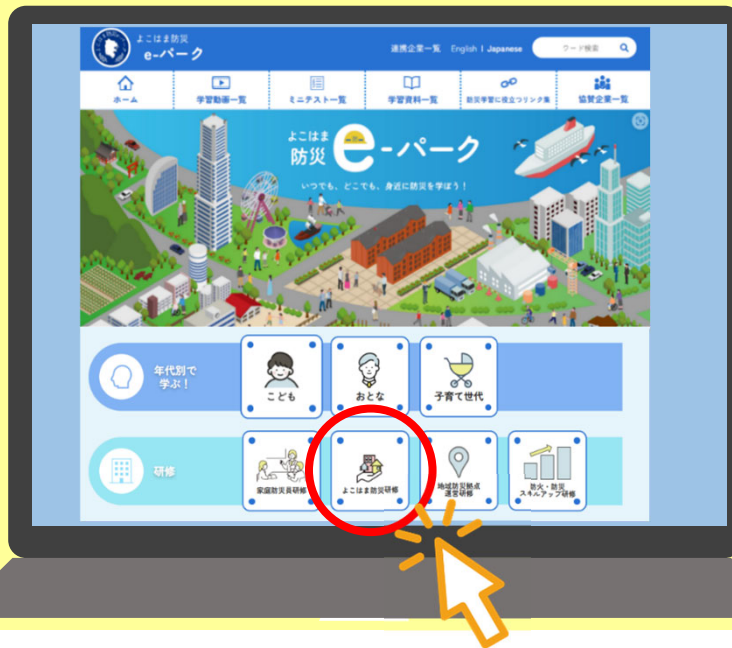
どなたでも！

場所

いつでもどこでも
オンライン！

内容

必要な備えなど
防災の基礎を
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



スマホ版も！

動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハまくん

目指せ！！
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



よ こ は ま

防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の
防災力向上に
役立つ

「**地域の特性**」に応じてしっかり学べる実践講座！

お住まいの地域に
カスタマイズした
研修内容をご提案します



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
みなモル



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
ハマらび

参加無料

あなたの地域に
防災アドバイザー
が伺います

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対 象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場 所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内 容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●**地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)**

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●**風水害への備え(目安時間30分~60分)**

マイ・タイムラインを作成してみましょう！
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●**地震への備え(目安時間30分~60分)**

「感震ブレーカー」設置していますか？
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●**グループワーク(目安時間60分)**

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

99%の実績！

*昨年度受講者アンケートより

それぞれ
「戸建て編」
「マンション編」
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス
(二次元コード)から
お申し込みください



よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPIはこちら！



お申込み
受付期間

令和8年 **6/1**(月)~令和8年 **12/25**(金)
※予算に達し次第、早期に終了

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の**可能性がある場所をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この「**紫色の円**」の場所を中心に**現地**の状況をご確認いただき、設置場所としてご検討願います。

【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの「**紫色の円**」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

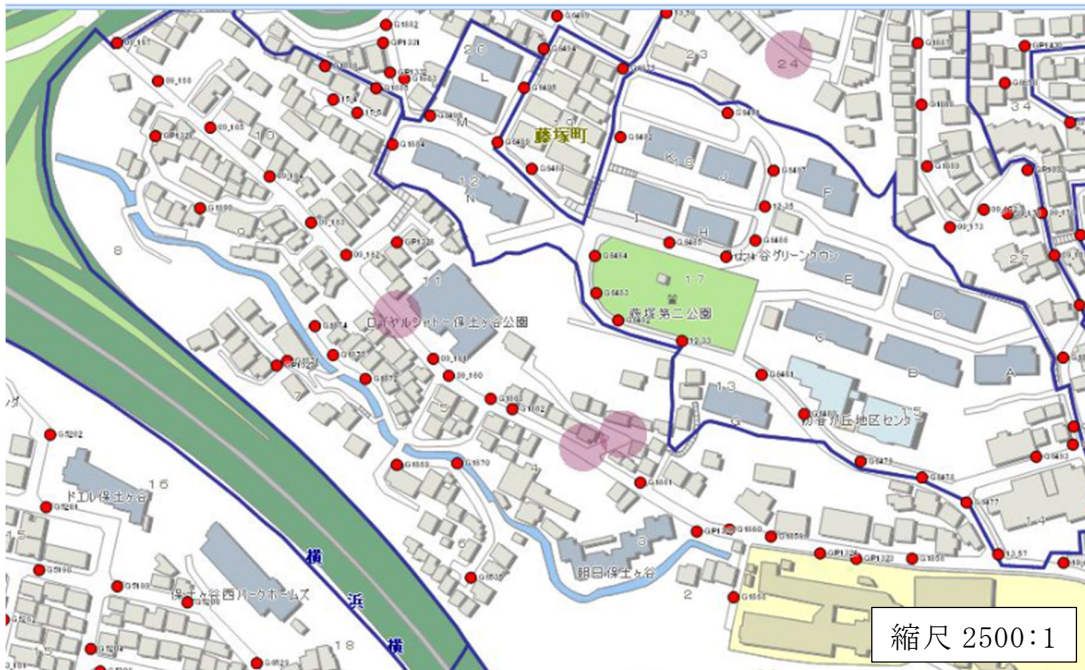
(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：**令和8年7月14日（火）まで**

※自治会町内会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。

(5) マップの見方



- 青い線：単位町内会の区域です。
- 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。
- 紫色の円：住宅地内で「周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」です。
(令和6年9月時点のデータをもとに表示)

市民局地域防犯支援課
石橋、小川
電話：045-671-3709
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシを作成しましたので、配付します。

※蛍光灯の製造・輸出入は令和9年末までに段階的に廃止されます。まだ LED 照明への切り替えをされていない自治会町内会館におかれましては、ぜひ、補助金を活用いただき、LED 照明への切り替えを御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 チラシについて

チラシ1 「令和8年度も自治会町内会館の脱炭素化を応援します！」

チラシ2 「令和9年末までに一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が終了します」

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和8年4月1日（水）～10月30日（金）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※ ¹	2 / 3	60 万円
省エネエアコン		130 万円
断熱窓など		200 万円 ※ ²
太陽光発電設備 蓄電池		

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※¹ 電球形LEDランプのみの交換も対象

※² 蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り
(補助上限額は、合算での上限額)。

詳細は、市 Web ページ掲載の「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。申請様式についてもダウンロードが可能です。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 大内（康）、戸田

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734



横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

令和 8 年度も

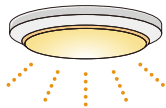
自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率
2/3

対象
製品

LED照明器具

蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、
今後品薄となることが予想されます。
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆ 4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

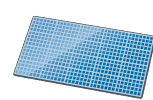
トップランナー基準達成製品

対象
製品

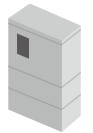
断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

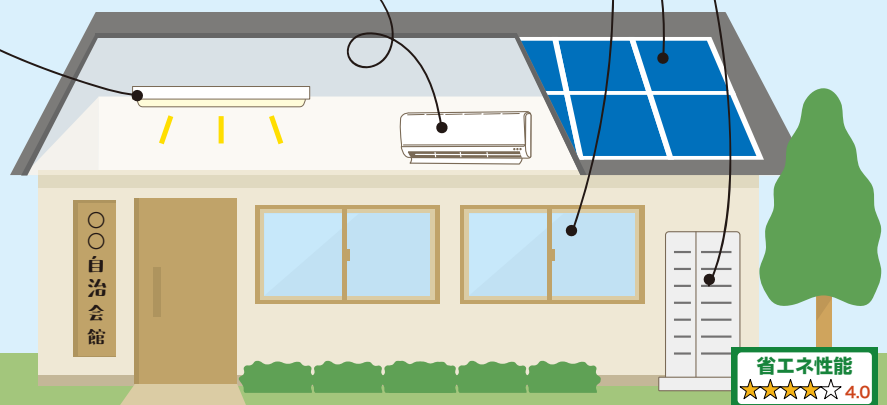
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆ 4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **8年10月30日** 金 まで

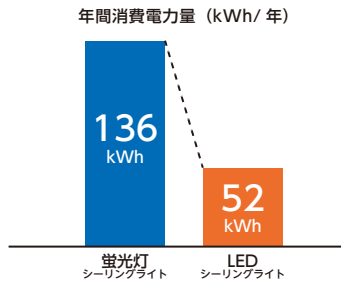
令和 8 年 12 月 25 日 までの整備完了報告が対象

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

導入効果

LED 照明器具

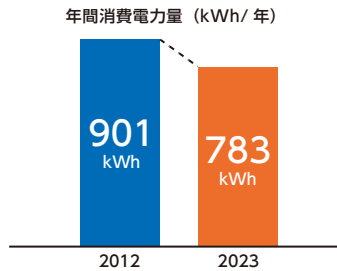
年間 CO₂排出量 1台あたり
約**38kg 削減!**
年間電気代
約**2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約**53kg 削減!**
年間電気代
約**3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

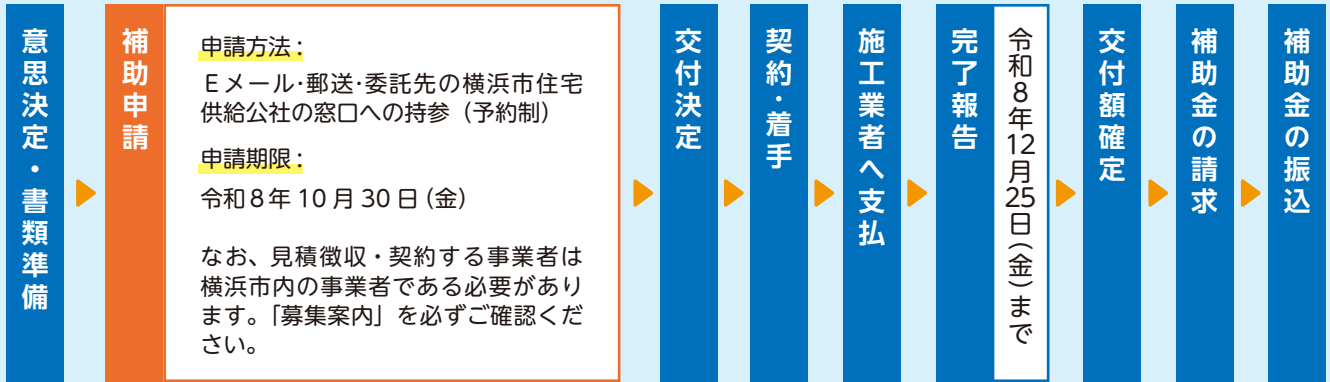
冷暖房費削減効果
（施工前との比較）
年間 CO₂排出量
約**340kg 削減!**
年間電気代
約**23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和8年4月1日より申請受付中

ご存じですか？

令和9年末までに

一般照明用の **蛍光灯** 製造・輸出入が

終了 します

LED照明への切り替えは

圧倒的な省エネ・電気代削減につながります



令和8年度

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

をご検討ください！

市内の自治会町内会館にLED照明器具や省エネエアコン等を

設置する場合に **$\frac{2}{3}$ 補助** があります

補助の概要は、同封のリーフレットをご覧ください
※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

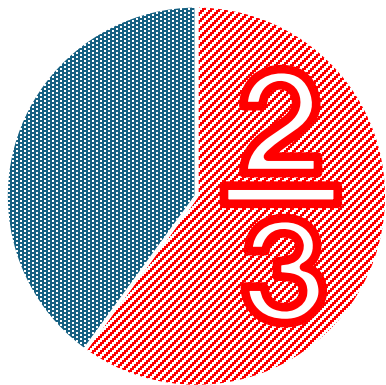
補助制度に関するお問合せ（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740

Eメール：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp



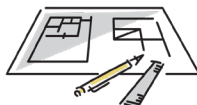


30万円なら20万円補助！

補助金

申請までの3ステップ

1 施工案作成



対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼

2 会の意思決定



自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）

3 申請準備

申請に必要な書類等の作成



詳細はこちら

横浜市 会館脱炭素



まずはお電話ください！

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

☎ 045-451-7740

ヨコハマプライド月間イベントの周知について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

6 月はプライド月間と言い、世界各地で LGBT のコミュニティを祝うパレードや、権利を啓発するイベントが開催されています。横浜市でも、「Diversity&Inclusion」(※)をテーマに、多様な性について「自分に身近なこと」として考えるきっかけづくりとなるよう、講演会等のイベントを実施します。つきまして、イベント周知としてチラシの掲示にご協力をお願いいたします。

(※) Diversity&Inclusion (ダイバーシティ アンド インクルージョン)

Diversity (ダイバーシティ) は多様性、Inclusion (インクルージョン) は包括などと訳されます。個々の多様性を受け入れ、認め合い、生かしていくことを意味します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】掲示板へチラシの掲示をお願いします。

3 掲示期間

チラシが届いた日から 6 月 12 日 (金) まで (チラシは別添参照)

4 イベントの概要

(1) 講演会 (どなたでもご参加いただけます。事前申込み不要です)

令和 8 年 6 月 12 日 (金) 13:00~15:30@横浜市市庁舎 1 F アトリウム

第 1 部 映画「息子と呼ぶ日まで」上映会及びトークショー

監督・脚本：黒川鮎美 主演：合田貴将

第 2 部 企業座談会

ファシリテーター：宮島 謙介氏 (特定非営利活動法人 SHIP)

登壇者：ブルックリンブルワリー・ジャパン株式会社、

株式会社ファンケル、株式会社アイネット、

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ

(2) タペストリー展示

令和 8 年 6 月 3 日 (水) ~ 6 月 16 日 (火) @横浜市庁舎 1 F 展示スペース B

令和 8 年 6 月 22 日 (月) ~ 7 月 3 日 (金) @横浜市庁舎 2 F 展示スペース C

市民局人権課
担当 関口、澤辺
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
メール sh-lgbtkeihatsu@city.yokohama.lg.jp

映画×企業トーク

考えてみよう 性の多様性

参加
無料

タペストリー展

6月3日(水)~16日(火)

横浜市役所1F 展示スペースB

6月22日(月)~7月3日(金)

横浜市役所2F 展示スペースC

第1部 映画「息子と呼ぶ日まで」 上映会及びトークショー

13:00~14:00

生まれた時に割り振られた性別に違和感を持つトランスジェンダー男性の主人公が、現代社会に渦巻く差別と偏見の中で葛藤する姿を通じて家族の絆を描いたヒューマンドラマ。



監督・脚本：黒川鮎美



主演：合田貴将



開催日 **2026年6月12日(金)**

13:00~15:30

対象者 **どなたさまでも(申込不要)**

参加料 **無料**

会場 **横浜市役所1Fアトリウム**
横浜市中区本町6-50-10

- ◎みなとみらい線「馬車道駅」1C出口 直結
- ◎JR「桜木町駅」新南口(市役所口)徒歩3分
- ◎地下鉄「桜木町駅」1口徒歩3分



第2部 企業座談会

14:00~15:30

企業がDiversity&Inclusionに取り組む意味は?どのような世の中になればよいか?企業の取組紹介や登壇者のエピソードも交えた話をとおして、みんなで性の多様性について考えてみます。

ファシリテーター：宮島 謙介氏(特定非営利活動法人SHIP)

パネリスト：
ブルックリンブルワリー・ジャパン株式会社
株式会社ファンケル
株式会社アイネット
株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ

保育一時預かりをご希望の場合は、
6月3日(水)までに電子申請・届出システム
からお申込みください。



申込はこちら

令和 8 年度中区家庭防災員研修会への参加募集について（御依頼）

平素から消防行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただき、地域における防災活動においても活躍していただきたいと考えています。

昨年度は、家庭防災員研修会に 30 名の方々にご参加いただきました。

令和 8 年度につきましても、個人からの応募又は自治会町内会ごとの御推薦により受講者を募集させていただきます。

1 依頼事項

(1) 「【別紙 1】中区家庭防災員研修会受講者募集」により、御周知をお願いいたします。

(2) 自治会町内会で研修会に御推薦する方がある場合は、「【別紙 2】家庭防災員研修参加名簿」を用いて、御推薦をお願いいたします。

《御推薦の報告期限》

御推薦がある場合は、令和 8 年 8 月 28 日（金）までに中消防署総務・予防課予防担当まで F A X 等で御報告をお願いいたします。

《担当・提出先》

担当：中消防署総務・予防課 予防担当 奥田、菊田、宮路

TEL・FAX：045-251-0119 E-mail：sy-naka-sy@city.yokohama.lg.jp

2 研修会概要

(1) 開催日時

令和 8 年 12 月 4 日（金）、令和 8 年 12 月 6 日（日）、

※ 2 日間共に同じ内容となります。

※ 開催時間はいずれも午前 9 時 30 分から午後 1 時 00 分までとなります。

(2) 研修対象者

満 15 歳以上の区内在住の方であればどなたでも受講できます。

(過去に受講された方も再受講可能です。)

※ 研修修了者には市長名の「修了証」を交付します。

(3) 会場

横浜市民防災センター（神奈川区沢渡 4 - 7）

(4) 研修内容

横浜市民防災センター施設内の「災害体験ツアー」及び「救急研修等」により知識や技術を習得いただきます。

(5) その他

会場の関係上、御参加の方が一部の回に集中した場合、人数を分散させていただく場合がございます。

その際は、こちらから日程変更を依頼させていただきます。

御協力のほど、よろしくお願いいたします。

担当：中消防署総務・予防課 予防担当

奥田、菊田、宮路

TEL・FAX：045-251-0119

E-mail: sy-naka-sy@city.yokohama.lg.jp

令和
8年度

中区 家庭防災員 研修会受講者募集



防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につけることを目的とした、家庭防災員研修を実施します。
大規模な災害に対する備えや自助・共助の大切さを、横浜市民防災センターの体験ツアーを通して学びます。

ぜひ今一度、防火・防災について学んでみませんか？



研修会について

○日程 令和8年12月4日（金）
令和8年12月6日（日）
※どちらか1日にご参加いただけます。

○時間 両日 午前9時30分から午後1時まで

○場所 横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）

○内容 横浜市民防災センター施設内の「災害体験ツアー」への参加など防火防災に役立つ知識・技術の習得

○申込方法（①～③のいずれかでお申込み）

- ①横浜市電子申請・届出システム
- ②お電話による申込み
- ③自治会・町内会長による推薦

区内在住・満15歳以上
の方ならだれでも
受講可能！



◆申込みフォーム◆



※申込期間 令和8年5月25日（月）00時00分から
令和8年8月28日（金）23時30分まで

お問合せ

中消防署
家庭防災員担当

TEL 045-251-0119
（受付時間/平日8:45~17:00）

令和 年 月 日

横浜市中消防署長

自治会・町内会名 _____

会長名 _____

電話 _____

家庭防災員研修参加名簿

次の方が参加いたします。

ふりがな 氏名	住所	電話番号	参加希望日
1	〒 中区		【第1希望】
			【第2希望】
2	〒 中区		【第1希望】
			【第2希望】
3	〒 中区		【第1希望】
			【第2希望】
4	〒 中区		【第1希望】
			【第2希望】
5	〒 中区		【第1希望】
			【第2希望】

※ 連絡員とは、消防署からの連絡事項等のお取次ぎをしていただく方です。
現連絡員も変更ない場合でも御記入をお願いします。

ふりがな 連絡員氏名	新規 継続	委嘱・推薦 年度	電話

◎ 依頼事項

- 氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所はマンション名、棟、室番号までご記入ください。
- 令和8年8月28日（金）までに中消防署総務・予防課予防担当までFAX等でご報告をお願いします。

中消防署総務・予防課予防担当

TEL・FAX：045-251-0119 E-mail： sy-naka-sy@city.yokohama.lg.jp

「デジタルプラットフォーム」を活用した中区での区民意見募集【情報提供】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、中区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 中区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6月1日(月)10:00～6月30日(火)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



4 ご参加いただける方

中区内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

※投稿できるのは、中区に関するご意見・アイデアです。

5 参考資料

チラシ

中区役所区政推進課企画調整係

Tel:045-224-8127

Fax:045-224-8214

Mail:na-kikaku@city.yokohama.lg.jp

中 区 民 限 定

「デジタルプラットフォーム」にて

意見募集!

あなたのご意見・アイデアで 中区をもっと良くしませんか?

お住まいの中区について、「こんなまちになったらいいな」

「こんなことができたらいいな」というようなことを

デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!

今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから

アクセス

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

意見募集期間

2026
6.1 (月) 10:00
▶▶▶ **6.30** (火) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

市民局区政イノベーション推進課 Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

市民局広聴相談課 Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

▶ 中区役所の事業について

中区役所 区政推進課 Tel : 045-224-8127 Fax : 045-224-8214



100年の海風、未来へ帆をあげて

自治会町内会長 各位

地域振興課長

中区自治会町内会デジタル化伴走支援事業受付開始について

1 趣旨

自治会町内会の皆さまが行う SNS 等による地域活動の広報や、会費徴収などの事務をデジタル化することで、より多くの方へ町内会活動を知っていただくこと、自治会町内会の役員の方々の負担軽減等を図ることにより、自治会町内会への加入に繋げることを目的とした、自治会町内会デジタル化伴走支援事業を開始します。各自治会町内会での積極的な活用をお願いします。

2 募集概要

LINE やキャッシュレス決済 (paypay) 等のデジタルツールの活用を検討する自治会町内会へアドバイザーを派遣し、課題解決に向けたわかりやすく個別具体的な提案や助言を行います。

(1) 想定しているご相談・ご支援の例

- ・自治会町内会活動にどのようなデジタルツールを活用できるかの助言・導入支援
- ・デジタルツールの基本的な操作方法や活用方法
- ・SNS (LINE 等) のアカウント開設や発信支援、ホームページの作成支援
- ・キャッシュレス決済 (paypay) 等の導入支援 等

※上記以外のご相談ももちろんお受けします。

(2) 対象

中区内の自治会町内会、地区連合町内会

3 募集团体数

10 団体

※1 団体当たりの支援回数は自治会町内会等の希望により決定しますが、3 回を上限とします。
また、1 回あたりの実施時間は 2 時間を上限とします。

※申請が予算に達し次第、申請の受付を締め切らせていただきます。

4 募集開始日

6 月 1 日 (月) から

5 申込方法

添付の申込書にご記入の上、以下のいずれかの方法でお申込みください。

①FAX : 045-224-8215

②メール : na-jichikai@city.yokohama.lg.jp

※「申込書」データをお送りしますので、ご希望の方は上記アドレスまでご連絡ください。

③窓口 : 区役所本館 6 階 地域振興課 64 番窓口

④郵送 : 〒231-0021 中区日本大通 35 番地 中区役所 地域振興課 宛

裏面あり

6 お申込から実施までのながれ

令和8年6月 募集開始、申込書ご提出

7月～ 支援実施（令和9年2月末まで）

※お申込後、当課から事業を受託した民間事業者へ「申込書」記載内容を共有します。

後日、民間事業者からご担当者様へご連絡差し上げますので実施内容や日程について個別にご調整ください。

《参考:実施のイメージ》

例1

回数	内容
1回目	自治会町内会の運営にどのようなデジタルツール活用すれば良いか相談を行い、他自治会町内会のホームページの事例を紹介する。
2回目	Googleを使用したホームページの作成について情報提供を行い、一緒にテストサイトの構築を支援。
3回目	ホームページの構成や共有範囲設定等についての助言・支援。

例2

回数	内容
1回目	初心者向けスマホ講座（便利機能の紹介、LINE ビデオ通話体験など）の実施。
2回目	デジタルツールを活かして行いたい町内会活動をヒアリング、今後の方針を相談。
3回目	LINE 公式アカウントや Google ドライブなど、情報発信共有機能の紹介。LINE グループトークの体験を実施。

7 注意事項

支援実施にあたって必要となる電子機器は、各自治会町内会でご用意いただきますようお願いいたします。（例：ご自身のスマートフォンやパソコン等のご用意など）

《参考》

4月区連会でご案内した「地域づくりアドバイザー」等派遣事業と本事業はそれぞれ以下のような特徴があります。

	デジタル化伴走支援（本事業）	「地域づくりアドバイザー」
目的	自治会町内会への加入促進	繋がりづくり・地域の課題解消
対象	自治会町内会（連合含む）	自治会町内会（連合含む）、各種委嘱委員 上記団体に関わる協議会等
内容	デジタル化支援特化	防災、福祉などの専門的な助言 地域活動の担い手を増やすための勉強会 団体の運営改善、課題整理 地域活動に関するデジタル活用への支援ほか
講師	区で契約した事業者	任意の講師

【担当】中区地域振興課 澤井、細矢

電話：045-224-8132 FAX：045-224-8215

E-mail：na-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

中区自治会町内会デジタル化伴走支援事業 参加申込書

団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 (※) _____

※代表者と相違する場合のみご記入ください

連絡先 TEL _____

E-mail _____

※こちらの情報は支援事業者に提供させていただきます。

1 希望時期

初回の実施希望時期を記載してください。

※令和8年7月～令和9年2月の期間で記載してください。

※夜間・土日祝も可能です。

※実施日程については、事業者とご調整いただいた結果決定します。

_____ (例：7月後半～)

2 希望場所

実施場所が決まっている場合は記載してください。

※会場の確保は、申請者様で行っていただきますようお願いいたします。

会場名 _____

所在地 _____

3 参加予定者

参加予定の方に○をつけてください。

会長 ・ 副会長 ・ 会計担当 ・ 防災担当 ・ その他の役員 ・

一般会員 ・ その他 (_____)

4 相談内容

該当するものにチェックしてください。

- デジタル化に興味があるが、どのようなデジタルツールがあるか分からないので紹介してほしい。
 - 活用を検討しているデジタルツール（LINE、paypay 等）があるので、使い方を教えてほしい。
 - すでにデジタルツールを使用しているが、より効果的な活用方法等を教えてほしい。
 - その他
-
-
-

5 現在のデジタル化の状況について

該当するものにチェックしてください。

- 自治会町内会で保有するパソコンがある（ 台） / ない
 - 会館にインターネット環境がある / ない
 - 団体のホームページや情報発信ツール（電子回覧板等）がある / ない
※ホームページや情報発信ツールの更新頻度
（ 週 回程度 / 月 回程度 / 年 回程度）
 - その他、自治会町内会で使用しているデジタルツールやデジタル化している活動がある / ない
ある場合は、以下にご記入ください。
-
-

ご記入ありがとうございました。以下のいずれかの方法でお申込みください。

FAX : 045-224-8215

メール : na-jichikai@city.yokohama.lg.jp

※「申込書」データをお送りしますので、ご希望の方は上記アドレスまでご連絡ください。

窓口 : 区役所本館 6 階 地域振興課 64 番窓口

郵送 : 〒231-0021 中区日本大通 35 番地 中区役所 地域振興課 宛

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

中区自治会町内会掲示板整備費補助金の申請について（依頼）

日頃から中区政の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も引き続き、地域住民の福祉の向上、連帯の増進、災害情報提供に寄与する掲示板の整備を進めていただきたいと考えております。補助対象となる案件がございましたら、整備する際にかかる経費の一部を補助いたしますので、申請書類を御提出くださいますようお願い申し上げます。

1 補助対象

新設（新規に設置すること）、更新（今まであったものを撤去し、同じ場所に設置すること）、修繕（既設のものを一部手直しすること）

※補助基準

- (1) 補助決定の優先順位は、新設、更新、修繕の順とします。
- (2) 新設については、周辺に掲示板がないなど必要性の高いケースを優先します。
- (3) 更新及び修繕については、掲示板の状況を確認し優先順位を決定します。
- (4) 今年度から電子掲示板を補助対象とします。

2 補助金額

新設・更新 費用の3分の2

修繕 費用の2分の1 ※掲示板一基あたりの上限は50,000円

申請上限額 町内会等を単位として申請1回につき100,000円

（電子掲示板の新設・更新に限り、上限200,000円）

※申請額の合計が予算に達した場合には、申請の受付を締め切らせていただく場合がございます。

3 申請書類

- (1) 中区自治会・町内会掲示板整備費補助金交付申請書
 - (2) 掲示板設置位置図及び現況写真
 - (3) 工事費見積書（写し）
 - (4) 【新設の場合のみ】 占用または使用が可能なことを証する書面（写し）
 - ・ 公有地の場合：道路占用許可書等、許可が取れていることを証する書類
(道路占用許可書については、中土木事務所へ御相談ください。)
 - ・ 私有地の場合：土地所有者の印がある設置承諾書
(様式見本が必要な場合は地域振興課に御相談ください。)
- ※新設の場合は、あらかじめ近隣の方々に説明を行い、設置への理解が得られてから、御申請いただきますようよろしくお願いいたします。

4 提出方法・期限

(1) 提出方法

- (ア) 持参 中区 地域振興課 64番窓口
- (イ) 郵送 〒231-0021 中区日本大通 35 番地 中区役所 地域振興課 細矢宛
- (ウ) メール na-jichikai@city.yokohama.lg.jp

※メールでの提出を希望される場合は、様式のデータをお送りしますので、地域振興課までご連絡ください。

(2) 提出期限

令和8年7月31日（金）必着

※ 申請書提出後、補助金の交付決定を受けるまでは、工事を実施しないよう
お願いします。

担 当 〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地
中区 総務部 地域振興課 地域活動担当
澤井、細矢 電話 224-8132

中区自治会町内会掲示板整備費補助金交付申請書

年 月 日

(提出先)
横浜市中区長

団 体 名
代表者住所
氏名
電話 ()

中区自治会町内会掲示板整備費補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び中区自治会町内会掲示板整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 設置場所・申請種別等

(1) 新設 (電子掲示板 それ以外) ※いずれかにチェック

設置場所 (住所等)	設置工事費 (経費)	補助額 (経費の2/3)
1		
2		

(2) 更新

設置場所 (住所等)	設置工事費 (経費)	補助額 (経費の2/3)
1		
2		

(3) 修繕

設置場所 (住所等)	設置工事費 (経費)	補助額 (経費の1/2)
1		
2		
3		
4		
5		

次ページあり

(4) 撤去 (ふれあい伝言板)

設置場所 (住所等)	設置工事費 (経費)	補助額 (経費の 10/10)
1		
2		

2 補助額の合計 (上記 1 (1) ~ (4) の補助額の合計)
_____ 円

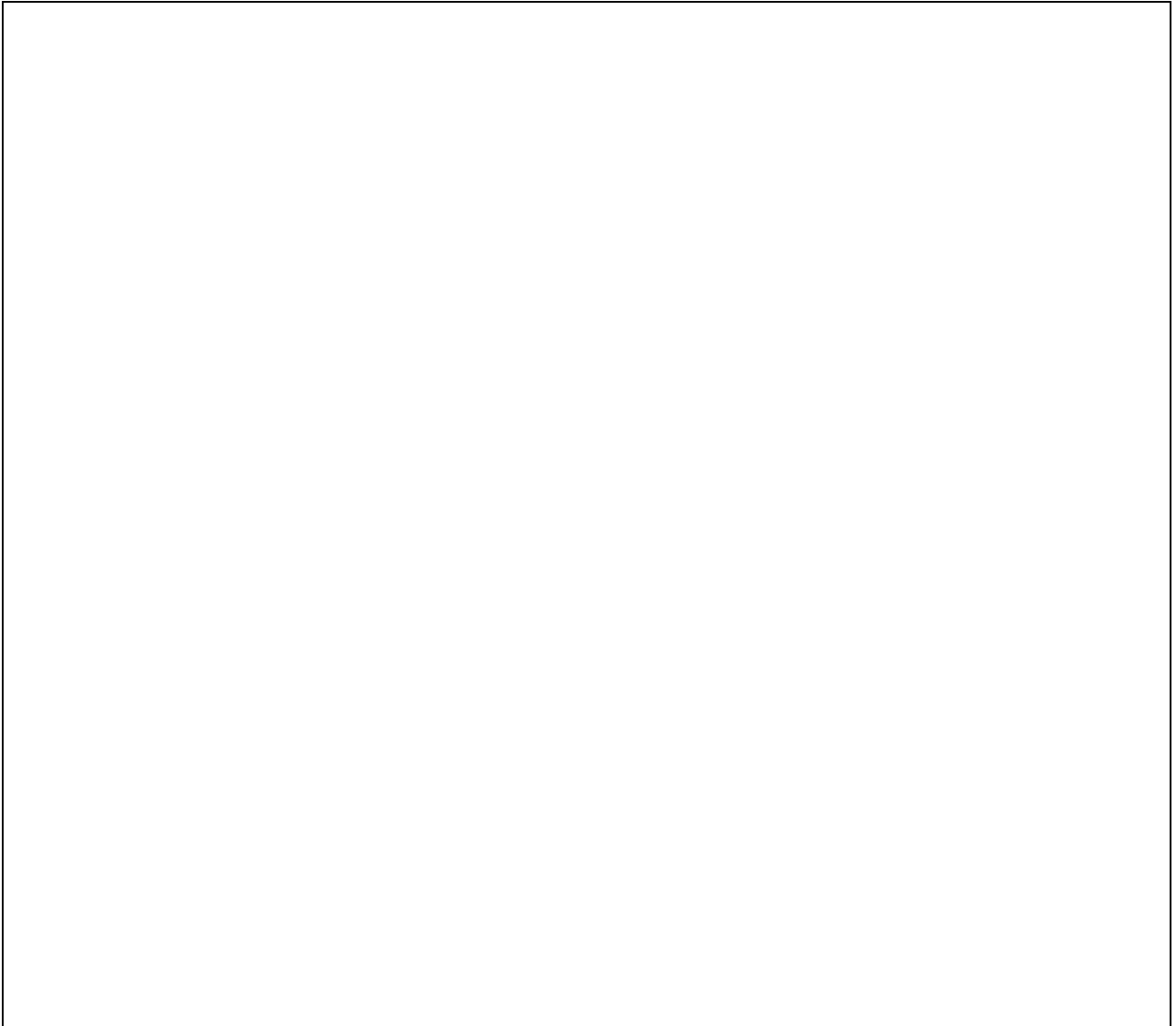
3 補助金交付申請額
_____ 円

4 関係書類

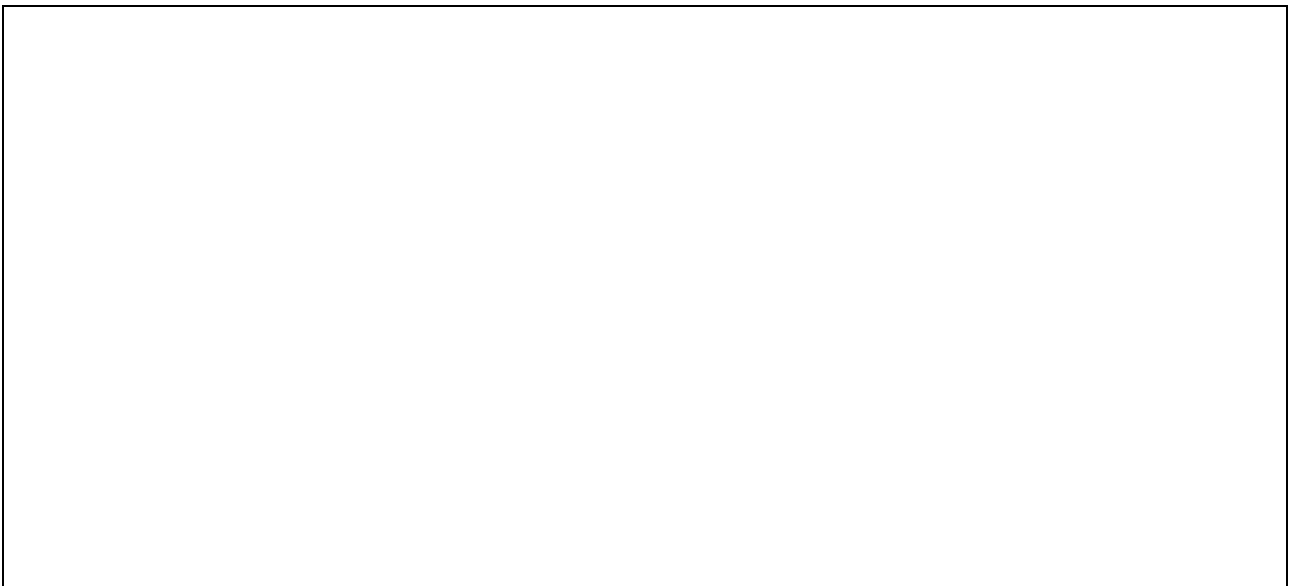
- (1) 掲示板設置位置図及び現況写真
- (2) 工事費見積書 (写)
- (3) 設置に関して占用又は使用が可能なことを証する書面 (写) ※新設の場合に限る
- (4) その他区長が必要と認める書類

掲示板設置位置図

設置場所 . 町名地番



現況写真



自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

インクルーシブスポーツ「モルック」「ボッチャ」の貸出しについて（お知らせ）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

中区役所では、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もがともに楽しめる「インクルーシブスポーツ」の普及に取り組んでおります。

このたび、気軽に楽しめるスポーツ「モルック」及び「ボッチャ」を自治会町内会等に向けて貸出すこととなりましたので、お知らせいたします。地域での交流やレクリエーションにご活用いただければ幸いです。

1 モルック、ボッチャについて

(1)モルックとは

1996年にフィンランドで開発された、木製の棒を複数回投げて得点が書かれたピン（スキttl）を倒し、合計50点ぴったりに目指す投擲（とうてき）競技です。老若男女問わず、年齢や体力に関係なく楽しめるスポーツです。



モルックについて

（参考）一般社団法人日本モルック協会 ウェブページ

(2)ボッチャとは

ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。



ボッチャについて

（参考）一般社団法人日本ボッチャ協会ウェブページ

2 貸出物品及び貸出数

(1)モルック トーナメントモデル (TACTIC) 最大3セットまで

オフィシャルな試合にも使える公式品。バックナンバー付きスキットル、モルック棒、モルッカーリが公式バックに入ったセットです。



(2)ボッチャ 最大3セットまで

ベーシックセット

ジャックボールなどが専用のバッグに入ったボッチャのセットです。

ハーフサイズコート

フルサイズコートの半分のサイズのポリエステル製コートです。



3 貸出対象及び貸出期間

自治会町内会等 最長2週間まで

※地域での交流やレクリエーション、スポーツ振興や健康づくりを目的とした使用に限ります。

4 予約方法

来庁もしくはお電話にて、貸出し希望日を下記担当へご連絡ください。

※受取り時には、本人確認ができるものをご持参ください。

郵送での貸出しはできません。

担当：中区役所地域振興課 杉浦、石黒
TEL 224-8135
メール na-taishi@city.yokohama.lg.jp